## 

玉 家戦 略 特別区 域 法 (平成二十五年法律第百七号) 第二十六条の規定に基づき、 法務省関係国家戦略特別

区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一 部を改正する

命令を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法務大臣 山下 貴司

法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置

を定める命令の一部を改正する命令

法務省関係国家戦 (略特別) 区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定

める命令 (平成二十七年内 務閣 省令第四号) の一部を次のように改正する。

で囲んだ部分のように改め、 次 の表により、 改 正 前欄 に掲げる規定の 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。 破線で囲んだ部分をこれに対応する改正 近後欄 に掲げる規定 の破線

療用粒子線照射装置海外	(用語) (用語) (用語) (用語) (用語) (用語) (用語) (用語)	
て、診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師粒子線照射装置研修外国医師等(外国においた修練等に係る医師法第十七条等の特例等に法律第二十九号)第三条の規定により厚生労の用に供する陽子線又は重イオン線を照射すの用に供する陽子線又は重イオン線を照射すの用に供する陽子線又は重イオン線を照射すの用に供する陽子線又は重イオン線を照射すの用に供する勝分線に係る物理工学の専門的医療で用いる放射線に係る物理工学の専門的医療で用いる放射線に係る物理工学の専門的	議が、特定事業として、国家戦略特別区域 出別間に係る入管法施行規則の特例) で使用する用語の例による。 で使用する用語の例による。 で使用する用語の例による。 で使用する用語の例による。 で使用する用語の例による。 で使用する用語の例による。	改正後
等 診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等」という。)並びに医療で用て 特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業(法第二条第一項に規 する陽子線又は重イオン線を照射する装置(以下「診療用粒子線照射装置 する陽子線又は重イオン線を照射する装置(以下「診療用粒子線照射装師 する陽子線又は重イオン線を照射する装置(以下「診療用粒子線照射装師 する陽子線又は重イオン線を照射する装置(以下「診療用粒子線照射装師 が	野 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第七条の国家戦略特別区項 [条を加える。]	改 正 前

一年、六月又は三月とする。

一年、六月又は三月とする。

一年、六月又は三月とする。

一年、六月又は三月とする。

一年、六月又は三月とする。

一年、六月又は三月とする。

一年、六月又は三月とする。

一年、六月又は三月とする。

一年、六月又は三月とする。

·二 略

(特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例)

第三条 度人材外国人受入促進事業 図る事業をいう。 方法により支援するものに限る。 を実施するために必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる 共団体が、 国家戦略特別区域会議が、 産業の国 本邦の公私の機関 )を定めた区域計画について、 際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を (国家戦略特別区域内において、 (当該関係地方公共団体が、 )における高度人材外国人の受入れを 特定事業として、国家戦略特別区域高 内閣総理大臣の認定を 当該特定事業 関係地方公

> は三月とする。 に伴う在留期間は、 照射装置研修外国医師等であって次に掲げる要件の全てを満たすものに たときは、 画をいう。)について、内閣総理大臣の認定を申請し、 入れて診療用粒子線照射装置に係る知識及び技能を修得させる事業をい る知識及び技能の修得をしようとするものをいう。 用粒子線照射装置臨床修練外国医師等と共に診療用粒子線照射装置に係 いる放射線に係る物理工学の専門的知識を有する外国人であって、 法務省令第五十四号) 表第一の四の表の研修の在留資格を決定する場合における当該在留資格 ついて出入国管理及び難民認定法 以下同じ。 当該認定の日以後は、 )を定めた区域計画 出入国管理及び難民認定法施行規則 第三条の規定にかかわらず、二年、 本邦に上陸しようとする診療用粒子線 (昭和二十六年政令第三百十九号) (法第八条第一項に規定する区域計 以下同じ。)を受け その認定を受け 一年、 (昭和五十六年 六月又 診療 別

一・二同上

[条を加える。]

する。

さい、これらのは「合計したものに、十点を加算したもの」とられば、これらの規定の適用については、これらの規定中「お機関又は活動機関である場合における高度専門職省令第一条第一項各申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該機関が契申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該機関が契

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

この命令は、公布の日から施行する。

附

則